

第3次海上の森保全活用計画策定検討委員会設置要領

(目的)

第1 第3次海上の森保全活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）は、あいち海上の森条例第7条による海上の森の保全及び活用のための取組みに関する計画を策定することを目的として設置する。

(検討事項)

第2 委員会の委員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について助言を行う。

(1) 海上の森の保全活用の方向、具体的方策等に関すること。

(2) その他海上の森の保全活用に必要な事項に関すること。

2 委員会の幹事は、委員会に付すべき事項についてあらかじめ調整し、円滑な進行を図る。

(構成)

第3 委員会は、別表に掲げる委員7名と幹事3名をもって構成する。

2 委員は、有識者や地元関係者または海上の森において活動している者等の中から、あいち海上の森センター所長が選任する。

3 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

4 座長は委員会を主宰する。

5 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第4 委員会は、座長が招集する。

2 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

3 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、あいち海上の森センター内に置く。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、令和6年12月20日から施行する。

別表

第3次海上の森保全活用計画策定検討委員会委員名簿

委員7名		
氏 名	所 属 等	分 野
高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科 教授	自然環境
丹羽 健司	NPO 法人 山里文化研究所 副理事長	保全活用
増田 理子	名古屋工業大学工学部社会工学科 教授	保全活用
細川 小百合	NPO 法人 海上の森の会 理事	環境調査
長江 孝	瀬戸市市民生活部環境課 課長	地域環境
酒井 立子	よりあい工房ばんどり 代表	協働・連携
高山 康博	NPO 法人 海上の森の会 理事長	協働・連携
幹事3名		
所 属 等		
愛知県環境局環境政策部自然環境課 野生生物・鳥獣グループ班長		
愛知県農林基盤局林務部森林保全課 緑化グループ班長		
あいち海上の森センター所長代理		